

ぎふ地産地消推進の店 P R 資材提供要領

第 1 目的

この要領は、ぎふ地産地消推進の店（以下、推進の店という。）への P R 資材の提供に関し、ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱（以下要綱という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

P R 資材とは以下の物品をいう。

- (1) 幟（大） : 幟、ポールのもの。
- (2) 幟（小） : 幟、ポール、台座の一式。
- (3) ステッカー : 大きさが横 148mm 縦 210mm で、フルカラー印刷のもの。

第 3 P R 資材の提供

- (1) P R 資材は無料で提供するものとする。但し、幟については、大、小さいいずれかを提供するものとする。
- (2) P R 資材の提供数は別表のとおりとする。
- (3) 提供をする場所は、北方町役場都市環境課とする。

第 4 P R 資材の交換

提供した P R 資材は、状態を確認し、新しいものと無料で交換をすることができる。

第 5 P R 資材の追加提供

- (1) 推進の店は、P R 資材を新たに追加する場合、ぎふ地産地消推進の店 P R 資材追加提供申請書兼諾否書(様式第 1 号)を提出しなければならない。
- (2) 町長は、ぎふ地産地消推進の店 P R 資材追加提供申請書を受け付けた場合、ぎふ地産地消推進の店 P R 資材追加提供結果通知書（様式第 2 号）で回答をしなければならない。

第 6 P R 資材の提供情報の管理

提供をした P R 資材は P R 資材管理簿（様式第 3 号）で管理するものとする。

第 7 P R 資材の辞退

推進の店が、P R 資材の提供を辞退した場合、提供は行わない。

第 8 認定取り消し

町長は、推進の店が、経営を終了した時または認定の取り消しを受けた時、推進の店へ提供された P R 資材を P R のため使用しないよう求めることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、ぎふ地産地消推進の店PR資材について、必要な事項はその都度別に定める。

別表

PR資材	提供数
幟（大）	2セット
幟（小）	1セット
ステッカー	5枚

様式第 1 号

年 月 日

(あて先) 北方町長

申請者

所在地

店舗名称

代表者氏名

T E L

_____ (印)

ぎふ地産地消推進の店 P R 資材追加提供申請

このことについて、下記のとおり申請します。

記

	P R 資材の種類	追加数
追加を希望する P R 資材		
追加を希望する P R 資材の利用予定場所		
追加申請の理由		

※ P R 資材利用予定場所の写真を必ず添付してください。

様式第 2 号

ぎふ地産地消推進の店 P R 資材追加提供通知書

年 月 日

様

北方町長

年 月 日付で申請のありましたぎふ地産地消推進の店 P R

資材追加提供に関する申請について、
下記のとおり追加提供をします。
下記の理由により追加提供をしません。

記

1 追加提供 P R 資材

2 追加提供を行わない理由

